

相模原市告示第516号

特定生産緑地の解除について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により、次の特定生産緑地の指定を解除したので、同条第2項により準用する第10条の2第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年12月2日

相模原市長 本村 賢太郎

1 区域

別紙位置図のとおり

2 面積

別紙解除一覧のとおり

谷公園四ツ名田や

中央区田名地内

397

別紙 解除一覧

特定生産緑地の解除

箇所番号	所 在	面積 (m ²)
397	中央区田名地内	約530m ²